

令和3年度 入札・契約制度改正について

高知県土木部
(問い合わせ) 土木政策課 契約担当
電話：088-823-9813 (直通)

令和3年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

1 災害時における暫定契約制度の新設について

(令和3年4月1日から適用)

風水害震火災又は予見しがたい非常事態により被害が発生した場合に発注する緊急応急工事のうち、施工に際し人員や資材の調達が必要な工事について、受注者に対して迅速に前払い金を支払うことを可能とする暫定契約制度を新設します。

2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に向けた制度改正

(令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事・委託業務から適用)

取組の加速化・深化のための5年間の追加的な事業費の増大に対応し、効率的な事業執行を目指して入札・契約制度を以下のとおり改正します。

(1) 概算数量による発注(試行)

・受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、**概算数量による発注を試行**します。

発注方法: 標準図、一般図等から概算の数量を算出したうえで当初発注を行い、契約後速やかに実施数量に設計変更を行う。
対象工事: 資材の種類や単価が多岐に渡るなど、概算数量により発注することで、発注者の設計積算及び入札参加者の見積作業の負担軽減や早期発注に資すると認められる工事。

(2) 指名競争入札における適用範囲の変更(試行)

・一般競争入札と比べ、受発注者双方の入札事務の簡素化や期間の短縮が可能となり、円滑な事業執行に資するため、指名競争入札における適用範囲を試行的に見直します。
請負対象金額5千万円未満に適用可
⇒災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要な工事については、一定の競争性が確保されている場合に限り請負対象金額1億円未満に適用可

(3) 主任技術者の兼務の要件緩和

・主任技術者の専任が必要な工事のうち、密接な関連のある10km程度の近接した工事については、原則2件程度の兼務が可能とされているところですが、この取扱いについて、受発注者間で協議のうえ、施工管理等に支障の無い場合に限り3件まで兼務可能とします。

(4) 現場代理人の途中変更の緩和

・これまで現場代理人の途中変更については、退職など相当な理由がある場合にのみ認めてきましたが、この要件を緩和し、事前協議により工事の施工継続に支障がない場合には途中変更できることとします。

(5) 余裕工期設定工事における余裕期間の延長

・技術者不足による不調不落の低減を図るため、発注者が必要に応じ設定する工事着手前の余裕期間の最大日数を延長します。
工事請負契約日の翌日から起算して60日程度 ⇒ 90日程度

3 総合評価方式の評価基準の変更

(令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

使用する作業船保有の有無

使用する作業船保有の有無	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を 自社保有 している	10点
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を 共同保有 している	5点
	上記以外	0点

効果: 災害時の啓開作業、復旧工事等に不可欠な作業船の保有にインセンティブを付与し、防災力の向上に繋げる。

4 前年度の取扱いを継続するもの

(1) 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。

(3) 指名競争入札における一者入札を有効とする試行

増加傾向にある不調・不落対策として、これまででは不調扱いとしてきた指名競争入札の一者入札を、一定の競争性が確保されていることを前提に有効な入札として試行的に認める。

令和3年度版 発注標準表（土木一式工事）

金額区分	発注標準		入札参加者の特例 (工事特性や地域の実情に配慮)				入札制度		金額区分	価格の公表		入札契約部署		金額区分																			
	ランク		一般競争入札		指名競争入札		入札方式			予定価格の公表		本庁・出先区分																					
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		改正前	改正後	改正前	改正後																				
23億円	A等級	変更なし	A単独	変更なし	A・B	A・B	総合評価方式	①高度技術提案型 ②技術提案型 (WTO協定適用:23億円) ③施工計画型 (2億円~WTO協定) ④企業評価型 (1億円~5億円)	23億円	事後公表 2,500万円以上	変更なし	本庁契約	23億円																				
5億円														5億円	5億円	5億円	5億円																
2億円														A・B	A・B	価格競争 (5千万円~1億円) (企業評価型も適用可)	2億円	7,500万円	7,500万円	3,000万円	2,500万円	1,750万円	1,000万円	500万円	3,000万円	2,500万円	1,750万円	1,000万円	500万円				
1.25億円																														1.25億円	1.25億円	1.25億円	1.25億円
1億円																														1億円	1億円	1億円	1億円
7,500万円	B等級	変更なし	A・B・C	変更なし	A・B・C	A・B・C	価格競争 (5千万円~1億円) (企業評価型も適用可)	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円	7,500万円																
5,000万円																		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円												
3,000万円	C等級	変更なし	B・C	変更なし	B・C	B・C	指名競争入札	①1億円未満:災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合 ②5千万円未満:①以外	3,000万円	事前公表	変更なし	出先事務所契約	3,000万円																				
2,500万円														2,500万円	2,500万円	2,500万円	2,500万円																
1,750万円														C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独	C単独				
1,000万円														1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円				
500万円	D等級	500万円	C・D	C・D	C・D	C・D	500万円未満は、指名競争入札を適用可(原則は一般競争入札)	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円															

根拠:「高知県建設工事競争入札参加者基準要綱」

※1 災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合に適用(Aは管内のみ)